

要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等に関する要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成27年11月

**全国市議会議長会
指定都市協議会
会 長 阿 部 善 博
(相模原市議会議長)**

目 次

- 1 多様な大都市制度の早期実現…………… 1
- 2 地方税財源の充実確保…………… 2
- 3 地方議会議員の被用者年金制度への加入…………… 4

1 多様な大都市制度の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化、社会資本の老朽化への対応など、今日の指定都市が直面する諸課題に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

第30次地方制度調査会答申では、特別市（仮称）に一定の意義が認められると同時に、様々な課題について引き続き検討を進めていく必要があるとされており、引き続き多様な大都市制度の創設について、指定都市の意見を踏まえた調査審議を継続し、真の分権型社会の実現に向けて一層前進していくことが必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

道州制も視野に入れつつ、第30次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

2 地方税財源の充実確保

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成27年度において7兆8,000億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成28年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 平成28年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 法人実効税率の見直しに当たっては、地方法人課税が貴重な地方税財源となっていることや、国税である法人税が地方交付税の原資となっていることを踏まえ、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

また、地方法人課税の偏在是正に係る具体的な制度設計等の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえて行うこと。

- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産に係る固定資産税は、税収が安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 消費税・地方消費税10%への引き上げ時における車体課税の見直しについて、自動車取得税廃止の際は、自動車税・軽自動車税における環境性能割の制度設計等により必要な代替財源の確保を図り、地方財政に影響を与えることのないようにすること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

2 平成28年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) さらに、地方創生の推進、人口減少対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 財源に不足が生じたときは、臨時財政対策債により補てんすることなく、地方交付税の法定率を引き上げて対応すること。

3 地方議会議員の被用者年金制度への加入

地方議会議員が、安心して議員活動に専念し、また、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のためにも、議員退職後の老後の生活を保障する年金制度は必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

地方議会議員についても、基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入の実現を図ること。